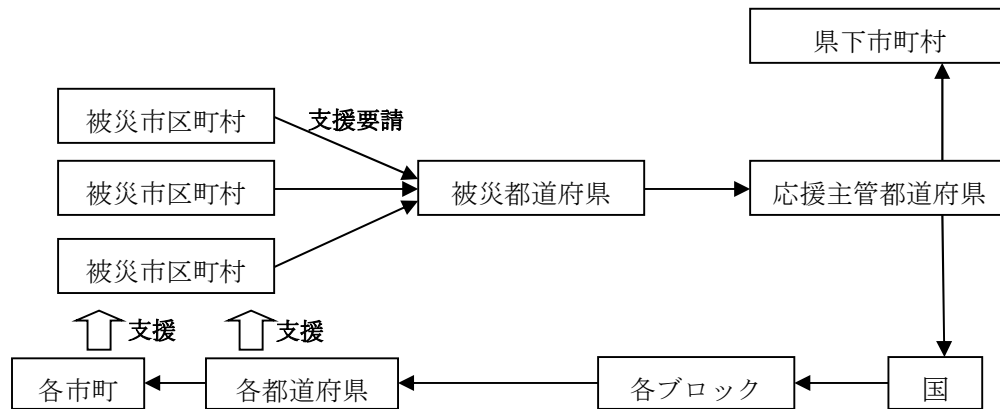


情報提供日	2018年（平成30年）6月19日
問合せ先	明石市都市局住宅・建築室建築安全課 担当：今村 TEL078-912-5046（直通）内線 2795

報道機関 各位

大阪北部地震に係る被災建築物応急危険度判定士を2名派遣します

地震による災害が発生して甚大な被害があり、被災建築物応急危険度判定の必要が生じた場合は、被災市区町村は被災都道府県を通じて国へ支援要請をおこない、国がとりまとめて各ブロック、各都道府県を通じて各市町へ支援要請を伝える流れとなっています。



【現在の状況】

6月19日付で兵庫県より被災建築物応急危険度判定士派遣依頼がありました。

6月20日に茨木市へ住宅・建築室の建築技術職員2名を派遣します。また、今後も現地の状況に応じて、被害の拡大が判明して要請人数が増えた場合は、派遣先及び人数が増加し要請される可能性があります。

被災建築物応急危険度判定とは
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うこと。余震は概ね発災から10日までの間に起こるため、短時間に多くの判定の実施が必要。